

公 表

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和４年２月２５日

岩倉市監査委員	内 藤 充
岩倉市監査委員	関 戸 郁 文

令和3年度 定期監査報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査
- 2 監査の対象 環境保全課、商工農政課、都市整備課、企業立地推進室、維持管理課、消防本部、学校教育課、生涯学習課、子育て支援課
- 3 監査の実施日 令和3年10月29日（金）学校教育課、子育て支援課
令和3年11月1日（月）生涯学習課
令和3年11月24日（水）環境保全課、商工農政課、都市整備課、企業立地推進室
令和3年11月26日（金）維持管理課
令和4年1月25日（火）消防本部
- 4 監査の実施場所 監査委員事務局室、消防署
- 5 監査の着眼点等
予算の執行が適正かつ効率的になされているか、地方自治法等関係法令に従って処理されているか等を着眼点とした。
なお、この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。
- 6 監査の実施内容
関係帳簿、証書類及び各課から提出された資料と照合し、併せて関係職員の説明を求めた。
- 7 監査の結果
令和3年度（学校教育課、生涯学習課及び子育て支援課は令和3年4月1日から8月31日まで、環境保全課、商工農政課、都市整備課、企業立地推進室及び維持管理課は令和3年4月1日から9月30日まで、消防本部は令和3年4月1日から11月30日まで）における財務に関する事務等の執行について関係書類に基づき監査した結果、適正に執行されているものと認められた。
ただし、一部に改善を要する事項等があったので、以下の項目について留意してほしい。

(1) 注意事項

①全課共通

ア 随意契約をする際の事務手続について

昨年度の定期監査においても指摘しているが、入札によらず随意契約により契約しているものについて、当該契約を行うための決裁文書中に随意契約とする根拠が記載されていないものが散見される。

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であり、随意契約を定めた地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定された場合に限られるものである。ついては、随意契約を行うための決裁文書中に、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のどの規定に基づくのかを示すことが必要である。

なお、随意契約に関しては、行政課が定めた「随意契約ガイドライン」を参考にして事務処理を行うこと。

イ 文書事務について

収受した文書中に相手方が記載すべき提出日を空欄のまま受領しているもの、紙ベースで収受した文書に市の受付印を押していないもの、文書中に鉛筆等の修正が可能な筆記具で記載されているもの等文書事務上の不適切な事例が散見された。このことにより、当該文書に係る処理状況が明確にならない、市の意思決定が適切に行われない等様々なトラブルが生じるおそれがある。

全ての職員が岩倉市文書取扱規程に定める内容を十分に理解しながら事務を行うとともに、管理職員は担当職員に対して適宜指導を行い、適正な文書事務の徹底を図ることが必要である。

②維持管理課

用排水路浚渫等業務委託契約書には、「請求金額は単価に消費税法第29条の規定により算出して得た額を加える。」と記載しており、地方消費税分を含めずに記載していた。この契約内容にかかわらず、業者は市に対して地方消費税を含めた消費税の額を請求していたことから請求誤りは生じていなかったものの、請求誤りを生じるおそれがある状態になっていた。

今回のミスは、契約内容をきちんと確認していなかったことに加えて、当該契約書において行政課が定める標準約款を用いていなかったことも要因であると考えられる。標準約款は、消費税率のみならず契約の当事者が合意すべき内容が網羅されているものであるので、できるだけこれを使用して契約書を作成するようにすること。

③学校教育課

学校で管理する備品の内容は、備品登録システムに各学校が入力することにより管理しているが、学校がシステムに入力されている備品の内容と実際に管理している備品をどのように突合しているのかは学校教育課で把握していないとのことである。システムで管理する備品の内容と実際に管理する備品の内容が異なることを防ぐため、学校が一定の期間ごとに両者を突合して確認する仕組みづくりを進めること。

④学校教育課・生涯学習課

学校教育課における学校の部活動の体育大会、全国大会等に参加した生徒に対する旅費の支給及び生涯学習課におけるスポーツ少年団の大会に参加した児童への旅費の支給を8節旅費の科目から支出しているが、8節旅費は、「公務のために旅行する職員に対し、旅行に要する費用として地方公共団体から支給される金銭給付をいう」（『地方公共団体歳入歳出科目解説』（ぎょうせい））ので、学校の部活動の体育大会、全国大会等に参加した生徒に対する旅費やスポーツ少年団の大会に参加した児童への旅費をこの科目から支出するのは適当でない。なお、岩倉市職員の旅費に関する条例第3条第4項は「職員以外の者が、市の機関の依頼又は要請（略）に応じ公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。」と規定しているが、今回の支出に当たっての決裁文書からは「市の機関の依頼又は要請」は確認できず、学校の部活動の体育大会、全国大会等やスポーツ少年団の大会に参加するための旅行が「公務の遂行を補助するため」の旅行であるとは考えづらい。

（2）検討・要望事項

①全課共通

令和3年度中に一部の児童館でFAXの更新（購入）が行われていた。引き続きFAXを必要とする状況は一定理解するものの、例えばFAX文書の受信時に職員が不在の場合には受信した内容が放置されるおそれがあるというセキュリティ面、受信したFAX文書の内容を他で用いる際に改めて入力をするしなければならないという事務の効率性の観点等FAXにはデメリットが存在する。

そこで、一定のコストはかかるものの、特に市民との連絡が頻繁に行われる児童館、保育園等の外部施設においてICTを活用した情報伝達の仕組みを取り入れればこれらのデメリットは一定解消されるとともに、市民にとっても利便性が飛躍的に向上すると思われる。外部施設へのICTを活用した情報伝達の仕組みの導入について検討してほしい。